

八千代エンジニアリンググループ
の役員・従業員の皆さまへ

ゴルファー保険のご案内

(ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)

①保険料は一般契約よりも **10%割引**

(注)前年度から割引率の変更はありませんが、今年度は商品改定により
保険料アップとなっています。ご注意ください。

②保険料払込みは便利な給与控除

(令和8年5月給与から年間保険料を控除いたします)

③日本国内外におけるゴルフ中のケガ、賠償事故、 ゴルフ用品の破損や盗難を補償します。

(ホールインワン・アルバトロス費用は国内のみ)



**既にご加入いただいている皆さまは、
お申し出のないかぎり自動継続となります。**

保険期間 (ご契約期間) : 令和8年3月1日 (日) 午後4時から1年間

申込締切日 : 令和8年1月30日 (金) (最寄りのかたばみ必着)

この保険は八千代エンジニアリング株式会社を保険契約者とし、八千代エンジニアリンググループ各社の役員・従業員を加入者とするゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。

下記①～③より補償の対象となる方(被保険者)をご指定いただけます。ご本人を除きご家族のみを補償の対象とすることも可能です。

- ① 役員・従業員ご本人
- ② 役員・従業員の配偶者(※1)、子ども(※2)、両親、兄弟姉妹
- ③ 役員・従業員ご本人と同居している親族(※3)

(※1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(※2) 子どもには、ご本人と養子縁組した子も含まれます。

(※3) 親族とは、ご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注) ゴルファー賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

八千代エンジニアリンググループの皆さまの保険取扱代理店

株式会社 かたばみ

(連絡先は最終ページをご覧ください)

補償の概要

法律上の賠償責任

(ゴルファー賠償責任保険特約)



ゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、保険金をお支払いします。

☆示談交渉サービス付き

ご自身の傷害

(ゴルファー傷害補償特約)



ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、以下の各保険金をお支払いします。

- ・傷害死亡保険金
- ・傷害後遺障害保険金
- ・傷害入院保険金
- ・傷害手術保険金
- ・傷害通院保険金

日本国内において発生したゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者からお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られる場合に、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。(相手の方が保険会社との交渉に同意しない場合を除きます)

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

用品の損害

(ゴルフ用品補償特約)



ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に次のいずれかによって損害が発生した場合、保険金をお支払いします。

- ①ゴルフ用品の盗難(※)
- ②ゴルフクラブの破損または曲損

(※)ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。

ホールインワン・アルバトロス費用

(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用))



日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、費用を負担した場合、保険金(実費)をお支払いします。

なお、P. 4によくあるご質問を紹介しておりますのでご参照ください。

(注)この補償は、ゴルフの競技またはゴルフの指導を職業としている方は対象外となります。

●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

用語のご説明・その他の詳細について

この保険における主な用語について説明します。

ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用が有料(利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。)のものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの練習中、競技中または指導中	ゴルフの練習中、競技中、指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

補償内容の詳細、保険金をお支払いできない主な場合等については、右記コード・URLより、「重要事項のご説明」、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。右記コード・URLから確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300785.pdf



GN24-300785

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN24-300660.pdf



GN24-300660

保険金額と保険料表

セット名	BR (ブロンズ)	SI (シルバー)	GO (ゴールド)	PL (プラチナ)
ゴルフアー賠償責任保険金額 (免責金額0円)	5,000万円	5,000万円	1億円	3億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	300万円	300万円	500万円	500万円
傷害入院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日)	4,000円	4,000円	5,000円	5,000円
傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍(入院中)または5倍(入院中以外)			
傷害通院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日)	2,000円	2,000円	2,500円	2,500円
ゴルフ用品保険金額	20万円	20万円	30万円	50万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	—	30万円	60万円	100万円
年間保険料(一時払)	2,560円	6,370円	11,080円	17,510円

商品改定にともない、保険料が変更(アップ)となっています。

(参考) 前年保険料

2,240円

5,640円

9,830円

15,540円

◆記載の保険料は、団体割引10%(被保険者数100名以上500名未満)を適用しています。

ご加入の手続きおよび申込要領

■ 継続加入(前年同条件)でご継続される場合

お手続きは不要です。前年度と同一加入セットで自動継続となります。

■ 変更・追加される場合

加入申込票の左上「2 変更」に○印をし、変更内容を追記・訂正いただき、申込人欄へご署名のうえ、ご返送ください。

■ 全員脱退される場合

加入申込票の左上「4 継続しない」に○印をし、申込人欄へご署名のうえ、ご返送ください。

□ 新規にご加入される場合

P6をご参照いただき、最寄りのかたばみにお電話いただくか、
E-mail:info-hoken@katabami.co.jpでご連絡ください。
加入申込票をご手配いたします。

※自動継続についてのご注意

- ・ご加入内容の変更、または継続しない旨(脱退)のお申し出がない限り、申込人の方がご退職されるまで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。
- ・継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
- ・保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。

ホールインワン・アルバトロス費用補償についてのご質問

Q1. 保険金の支払い対象となるホールインワン・アルバトロスの定義を教えてください。

A 1

日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方の方が**目撃(※)**したものに限りま

①同伴競技者 ②同伴競技者以外の**第三者**

ただし、上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象となります。

- ・公式競技において、上記①または②のいずれかの**目撃(※)**がある場合
 - ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合
- 「『(※)目撃』についてはQ4をご確認ください」

Q2. セルフプレー時のホールインワン・アルバトロスは保険金支払いの対象となりますか？

A 2

原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払いの対象となりません。

ただし、同伴競技者以外の第三者の**目撃(※)**がある場合またはホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

「『(※)目撃』についてはQ4をご確認ください」

Q3. **第三者**とは、誰のことですか？

A 3

具体的には次の方をいいます。

同伴キャディ ゴルフ場の使用人 ワン・オン・イベント業者
ゴルフ場で工事中の造園業者 先行・後続組のプレーヤー
公式競技参加者 ゴルフ場内の売店運営業者 など

なお、ゴルフ場の支配人や、同伴プレーヤーは第三者とはなりません。

Q4. **目撃**とはどのようなケースをいいますか？

A 4

プレーヤーが打ったボールが、**直接ホールにカップインしたことをその場で確認すること**をいいます。ボールを打つ瞬間を見ておらず、カップインしているボールを確認することや、同伴競技者からの説明をもって他の**第三者**が目撃したと証明することは、ゴルフ保険の約款上、**目撃**とはいいませんので、保険金のお支払い対象とはなりません。

○ **目撃**に該当する例

- ・プレーヤーが打ったボールを、打った瞬間からカップインするところまでを見た場合

× **目撃**に該当しない例

- ・達成後に、プレーヤーから呼ばれてカップインしているボールを見た場合
- ・ギャラリーが騒がしかったので、見に行くとカップインしているボールを見た場合

書面の加入者証を、令和8年4月以降に配布いたします。

お客さま情報登録のご案内



かたばみでは、保険契約の保全に関するご案内、商品・サービスの情報、緊急時のご連絡などをタイムリーに提供させていただきたく、ご契約者の皆さまにメールアドレス等情報のご登録をお願いしております。

なお、既にご登録いただいたことがある場合には、メールアドレスを変更される場合を除き、再度ご登録いただく必要はありません。

【ご登録方法】

- ① Webでお客さま情報登録のページにアクセスしてください。
<https://www.katabami.co.jp/insurance/hoken/contact/mail.agreement.html>

かたばみ お客さま で検索 🔍 または右記コードから →



- ② 個人情報取扱い同意書をご確認ください。「同意する」をクリックすると、登録画面に進みます。
- ③ 登録フォームに必要事項を入力してください。
※登録フォームの「証券番号」欄は“**G06**”と入力してください。
最後に登録ボタンをクリックしていただき登録完了です。

ご登録にあたってご不明の点等
ございましたらお問い合わせください。

e-mail : info-hoken@katabami.co.jp



かたばみのHPはコチラ

<https://www.katabami.co.jp/insurance/hoken/index.php>



事故が起こった場合

賠償損害、用品の損害に関わる事故が起こった場合には、遅滞なくかたばみまたは引受保険会社までご連絡ください。また、傷害（ケガ）に関わる事故が起こった場合には、事故発生日から30日以内にかたばみまたは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合には、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(ご注意) ゴルフ場等の施設内で事故が発生した場合には、ただちにその事実を施設へ報告いただき、事故証明書の発行をご依頼ください。(入場証明書等では対応できない場合があります。)
なお、事故ごとで他に必要な書類がございます。詳細は以下をご覧ください。

○賠償事故について

日本国内において発生したゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。なお、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が、ゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
 - ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

○用品の盗難事故について

必ず警察にお届出のうえ盗難届受理番号を受領ください。(ゴルフ場等の証明書のみではお支払いの対象とならない場合があります。)

※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限ります。

○用品の破損事故について

「修理見積書（または修理不能証明）」および「損害品の写真」等の書類の提出が必要となります。

○用品の事故に係わる保険金の支払いについて

盗難による損害は、盗難にあった時の保険価額を基準に、用品の保険金額を限度に保険金をお支払いします。破損等による損害は、修理費をお支払いします。(保険価額または用品の保険金額のいずれかが低い方が限度となります。) なお、保険価額とは、ゴルフ用品に損害が生じた時点におけるゴルフ用品の価額をいいます。

ご加入の注意点

<重複契約に関する注意事項>

賠償損害、用品の損害については、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- ◆このパンフレットはゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、かたばみまたは引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、かたばみまたは引受保険会社にお問合わせください。
- ◆ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および保険証券は、保険契約者（八千代エンジニアリング株式会社）に交付されます。
- ◆他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ◆加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただきますことがありますので、あらかじめご了承ください。

かたばみ 全国連絡先

e-mail : info-hoken@katabami.co.jp

本社・関東・東京・北陸支店
＜かたばみ本社＞
〒107-8638
港区元赤坂1-5-8
TEL:03-5413-8116
FAX:03-5413-8120

北海道支店
＜かたばみ札幌営業所＞
〒060-0002
札幌市中央区北二条西4-1-3
TEL:011-231-5186
FAX:011-231-7663

東北支店
＜かたばみ東北営業所＞
〒980-0802
仙台市青葉区中央3-4-12
TEL:022-262-0478
FAX:022-268-1519

横浜支店
＜かたばみ横浜営業所＞
〒231-0011
横浜市中区太田町4-55
TEL:045-345-6590
FAX:045-345-6591

中部支店
＜かたばみ名古屋営業所＞
〒460-0003
名古屋市中区錦2-20-15
TEL:052-307-5100
FAX:052-307-5101

関西・四国支店
＜かたばみ大阪営業所＞
〒540-0001
大阪市中央区城見2-2-22
TEL:06-6946-7518
FAX:06-6946-7519

中国支店
＜かたばみ広島営業所＞
〒730-0814
広島市南区段原南1-3-53
TEL:082-553-7980
FAX:082-553-7981

九州支店
＜かたばみ九州営業所＞
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前3-12-10
TEL:092-472-1817
FAX:092-472-3216